

事故発生防止のための基本指針

1. 事故対策の基本指針

社会福祉法人中東福社会 うずらはしは、以下のとおり事故対策に関する指針を定め、施設の方針とする。

(1) 事故発生防止のための基本的な考え

うずらはしは、入居者・利用者（以下「利用者等」という）に対して、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、常に確認と改善を行い、社会的な評価を得られるよう全力を挙げて運営する。

そのために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理や事故防止にも努め、施設の保全について計画的に取り組む。

また事故が発生した場合には速やかに適切な対応が行えるよう、日頃から全職員で研修・訓練に取り組み、事故を未然に防ぐために必要な予見・予知知識の習得に努める。

(2) リスクマネジメント体制整備

介護マニュアル・事故防止マニュアルに基づき、ヒヤリハットや介護事故等が発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、その内容について検証を行い、再発防止に努める。

(3) 介護事故防止・リスクマネジメント委員会の目的

施設内で事故を未然に防ぐもしくは軽微に済ませるとともに、起こった事故に対してはその後の対応が速やかに行われ、利用者等に最善の対応を提供できることを目的として、施設全体で安全管理に取り組む。

(4) 介護事故防止・リスクマネジメント委員会

構成委員は、毎年業務分掌により配置する。

(5) 介護事故防止・リスクマネジメント委員会の開催

事故発生時等必要に応じて開催する。介護事故発生時の未然防止、再発防止について検討する。

(6) 介護事故防止・リスクマネジメント委員会の役割

① マニュアル・苦情相談・ヒヤリハット・事故報告書等の整備、管理

介護事故等未然防止のため、定期的（必要に応じて）にマニュアルを見直し必要がある場合は、マニュアルを更新する。苦情相談・ヒヤリハットにおいても同様とする。

② 分析及び改善策の検討

各部署から報告のあった報告書等を分析し、事故発生防止のための改善策について部署間で共有を図る。

③ 改善策の周知徹底

検討された改善策の実施について、各部署職員に対して周知徹底を図る。

2. 職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基本的内容等の適切な知識の普及や安全管理の徹底を図るため、採用時及び年2回の職員研修を行う。

3. 介護事故発生時の対応に関する基本方針

(1) 利用者への対応・事故処理

介護保険サービスを提供するうえで事故が発生した場合、うずらはしは利用者等に対して必要な処置を講ずるなど、速やかな対応と迅速適切な事故解決を行う。

また事故の状況及び事故に際して採った処置については、必ず記録し、損害賠償の責を負う事態に対応するため、損害賠償保険に加入する。

(2) 家族に対する連絡説明

家族に対しては、予め指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。また事故発生状況等については、適切に迅速に行えるよう努める。

- ① 事故発生状況及び施設職員の状況
- ② 事故発生原因及びその再発予防
- ③ 事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無

(3) その他の連絡・報告

かかりつけ医、サービス事業所等に連絡し、市町村に対して介護事故等の報告をする。

4. 介護事故発生防止のための取り組み

介護事故発生防止のために、介護事故防止委員会において介護事故報告書を集計し、介護事故発生時の状況等を分析することにより、介護事故の発生原因結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知したうえで実施する。

5. 事故発生防止のための基本方針の公表

「うずらはし」の介護事故発生防止のための基本方針は、利用者等の求めに応じて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表し、いつでも家族及び利用者等が閲覧できるようにする。